

教職大学院実務家教員の実態把握の試み

野中 陽一¹ 木原俊行²** 小柳和喜雄³***

An Attempt to Understand the Actual Situation of Educator with Teaching Career
in Professional Schools for Teacher Education

Yoichi NONAKA * Toshiyuki Kihara ** Wakio Oyanagi***

1. はじめに

教職大学院は、2006年7月の中央教育審議会の答申において教員養成・免許制度の改革の具体的方策のひとつとして、その制度の創設が提言された。そして、2007年4月に専門職大学院設置基準等の一部を改正する省令等が施行されることとなった。教職大学院は、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院であり、実践的指導力の育成を重視した教育内容、事例研究や模擬授業など効果的な教育方法、これらの指導を行うにふさわしい指導体制などを有することを特色としている。そのため、必要専任教員数（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第175号）及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件により、教職大学院に必要な専任教員の数を定めており、教職大学院で1教科を扱う場合は13名、10教科全てを扱う場合は32名の専任教員を置くものとしている）の4割以上を「高度な実務能力を備えた実務家教員」（以下、実務家教員）とすることが義務付けられている。

文部科学省（2015a）によると、実務家教員の構成、実務経験年数、高度な教育上の指導能力等について示されている。この中で「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力」と書かれているように実務経験、実務能力が重視されている一方で、「修士課程の専任教員と同様に大学教員としての能力が求められる」とも書かれていることから、大学教員に求められている、いわゆる研究業績も実務家教員の力量に不可欠な要素となっており、その力量が教職大学院の組織的教育力に大きな影響を及ぼすと考えられる。

なお、実務家教員の配置は、大学設置基準の改正（大学設置基準の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第24号））によって、教員養成に関する学部にも拡大され、「大学設置基準別表第一イ（1）備考第十一号に規定する教員養成に関する学部に係る基幹教員数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする」となっている。その理由として、以下が記載されている（文部科学省、2023）。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（令和4年12月19日中央教育審議会）において、変化の激しい時代にあって、学校現場の優れた実践者が教師養成に関わることは意義のあることであり、教師の養成について理論と実践の往還を重視した好

¹ 横浜国立大学教育学研究科

² 大阪教育大学連合教職実践研究科

³ 関西大学総合情報学部

循環を実現していくことが求められることや、学部段階においても、教職経験を有する大学教員の登用を進めることが重要であり、これを担保するための制度的な枠組みとして、教員養成に関する学部における実務家教員の配置に係る具体的な基準を設定することについて提言がなされたこと」

これらの施策や法令等から、教員養成において、実務家教員の重要性は高まっていると考えられるが、教職大学院の実務家教員の実態については、限定された情報しか公表されていない。そこで、教職大学院の実務家教員に関わる公表されている情報を整理し、公表されている情報から実務家教員の実態を把握し、これまで明らかにされてこなかった実務家教員の研究業績についての実態把握についても試みる。

2. 教職大学院の実務家教員の実態

2.1 文部科学省が公表している資料の概要

文部科学省が公表している教職大学院の実務家教員の実態に関する資料として、全数調査の結果が公表されているのは、平成30年度教職大学院の教員に関する実態調査（文部科学省，2018）と54大学の実務家教員（みなし実務家教員を含む）数（文部科学省，2021）の二つだと考えられる。これらは、文部科学省高等教育局 専門教育課専門職大学院室が行なっている、専門職大学院実態調査に基づくものと推測される。

まず、平成30年度（2018）と令和3年度（2021）のデータで共通する項目のみを比較してみる。なお、教職大学院の数は、国立大学47校、私立大学7校の計54校で同数である。実務家教員数（みなし実務家教員を含む）は、平成30年度（2018）448人であったが、令和3年度（2021）には、550人となり、102人増加している。年齢構成（表1）に関しては、大きな変化は見られない。61-65歳が42-44%で最も多く、次いで51-60歳が34-35%となっている。

表1 2018年度と2021年度の文部科学省調査による年齢構成の比較

年齢構成 (%)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
31-40歳	2	3
41-50歳	14	15
51-60歳	34	35
61-65歳	42	44
66-69歳	7	6

実務経験（表2）に関しては、退職教員（定年退職した後に大学に採用された教員）、転職教員（定年前に退職し、大学に採用された教員）、交流教員（教育委員会から交流人事として大学に採用された教員）、併任教員（附属学校を除いた小・中学校等と大学を併任している教員）、附属教員（国立大学附属学校の教員）、その他に分類されている。退職教員が最も多く44-41%、次いで転職教員が27-30%であり、3%の違いではあるが、転職教員が退職教員を上回っている。

実務経験年数（表3）に関しては、30年以上が52%と最も多いが、15年以上20年未満が7%から12%と増えている。

なお、令和3年5月1日現在、国立の教員養成大学・学部の専任教員のうち、「おおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員」（大学設置基準等の一部を改正する省令

(令和4年文部科学省令第34号)による改正前の大学設置基準第12条の2)に相当する者の割合は約16%、学校における指導経験を有する者(採用後に附属学校等を活用し、学校現場で指導を行う者を含む。)の割合は約34%となっている。(文部科学省教育人材政策課教員養成企画室調べ)

表2 2018年度と2021年度の文部科学省調査による実務経験の比較

実務経験 (%)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
退職教員 (定年退職した後に大学に採用された教員)	44	41
転職教員 (定年前に退職し、大学に採用された教員)	27	30
交流教員 (教育委員会から交流人事として大学に採用された教員)	17	16
併任教員 (附属学校を除いた小・中学校等と大学を併任している教員)	5	3
附属教員 (国立大学附属学校の教員)	6	8
その他	1	2

表3 2018年度と2021年度の文部科学省調査による実務経験年数の比較

実務経験年数 (%)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
5年未満	1	1
5年以上10年未満	2	1
10年以上15年未満	2	3
15年以上20年未満	7	12
20年以上25年未満	15	15
25年以上30年未満	19	16
30年以上	54	52

学位(表4)に関しては、博士と教職修士の割合が合わせて7%増えており、逆に修士と学士が7%減っている。

表4 2018年度と2021年度の文部科学省調査による学位の比較

学位 (%)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
博士	6	9
教職修士	3	7
修士	38	35
学士	53	49

なお、平成22年から令和3年までの教職大学院修了者の総計は、11,186人。(文部科学省調べ)
令和3年度現在、教職大学院における実務家教員のうち、教育委員会から交流人事として大学に採用された教員の割合は約16%、教職大学院修了者に係る学位である教職修士(専門職)を保有する者の割合は約7%となっている。(文部科学省教育人材政策課教員養成企画室調べ)

古い資料になるが「教職大学院の専任教員及び実務家教員について」(文部科学省, 2015b), 25大学の設置当時と平成26年の専任教員数、実務家教員数とその割合のデータが示されている。設置当

時と比較すると、25 大学の実務家教員の割合は、平均で 42%から 47%へと 5%増加している。

この他、「専門職大学院に関するデータ集」(文部科学省, 2017) に、H23-29 の年度別専任教員と実務家教員数及び割合の推移が示されている。H28, 29 年度に教職大学院の専任教員数が増えているのは、教職大学院の数が増えたからであり、同時に実務家教員の数も増加しているが、割合に関しては、44.7%から 46.5%と大きな変化は見られない。他の専門職大学院では、知的財産の 94.1%が突出して実務家教員比率が高く、法科大学院 31.0%が最も低くなっている。

表 5 専門職大学院の専任教員と実務家教員の推移 (文部科学省, 2017)

5-2 年度別教員数推移																					
	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率																		
ビジネス・MOT	568	311	54.8%	575	322	56.0%	569	322	56.6%	593	338	57.0%	593	344	58.0%	611	347	56.8%	627	371	59.2%
会計	247	111	44.9%	234	105	44.9%	232	104	44.8%	218	105	48.2%	204	92	45.1%	190	82	43.2%	183	81	44.3%
公共政策	113	37	32.7%	123	43	35.0%	124	47	37.9%	121	45	37.2%	118	43	36.4%	114	41	36.0%	106	37	34.9%
公衆衛生	81	30	37.0%	80	33	41.3%	76	31	40.8%	74	27	36.5%	78	28	35.9%	73	25	34.2%	90	34	37.8%
知的財産	40	21	52.5%	43	24	55.8%	44	27	61.4%	39	30	76.9%	36	28	77.8%	35	26	74.3%	17	16	94.1%
臨床心理	52	22	42.3%	52	22	42.3%	51	23	45.1%	49	25	51.0%	50	24	48.0%	51	24	47.1%	51	24	47.1%
その他	226	97	42.9%	234	106	45.3%	216	102	47.2%	233	113	48.5%	240	114	47.5%	242	121	50.0%	272	141	51.8%
法科大学院	1,632	534	32.7%	1,607	526	32.7%	1,583	524	33.1%	1,506	496	32.9%	1,401	460	32.8%	1,331	430	32.3%	1,128	350	31.0%
教職大学院	427	191	44.7%	414	183	44.2%	414	187	45.2%	419	194	46.3%	457	210	46.0%	735	341	46.4%	882	410	46.5%
合計	3,386	1,354	40.0%	3,362	1,364	40.6%	3,309	1,367	41.3%	3,252	1,373	42.2%	3,177	1,343	42.3%	3,382	1,437	42.5%	3,356	1,464	43.6%
合計 (法科+教職除く)	1,327	629	47.4%	1,341	655	48.8%	1,312	656	50.0%	1,327	683	51.5%	1,319	673	51.0%	1,316	666	50.6%	1,346	704	52.3%

教職大学院協会 (2019) は、実務家教員の人事に関する教育委員会との連携の実態についての調査結果を明らかにしており、交流人事としての専任教員推薦の割合が高いこと、教委との人事協定、学内の実務家教員資格基準の態様についての検討の必要があることを指摘している。

表 6 実務家教員人事に関する教育委員会との連携 (教職大学院協会, 2019)

実務家教員人事に関する教委との連携 (Q13)

●実務家教員の人事に関する所在地教委との連携 (複数回答可)

	大学院数 (%)
i. 専任教員の紹介をお願いしている	16(32%)
ii. 専任教員の紹介をお願いしている	10(20%)
iii. 交流人事として任期付専任教員の紹介をお願いしている	36(72%)
iv. 非常勤講師の紹介をお願いしている	4(8%)
v. その他	4(12%)
vi. 特になし	7(14%)

・交流人事としての専任教員推薦の割合が高い
 ・教委との人事協定、学内の実務家教員資格審査基準の態様についての検討の必要

関連するデータとして、文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室による「専門職大学院に

おける教育研究活動等に関する実態調査について（依頼）」（文部科学省，2016）において，18年4月までに開設されているすべての専門職大学院（140専攻，回答率100パーセント）から，平成18年10月1日現在のデータが示されているが，教職大学院は，その他に含まれているため，実態は把握できない。

さらに，「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（文部科学省，2019）では，専門職大学院ごとの専任教員数，実務家教員数及び割合，博士学位の取得状況，ダブルカウント教員数及び割合，みなし専任教員等の推移を明らかにしている。この結果から，他の専門職大学院と比較して，博士学位取得者の割合が低いこと，また，みなし専任教員の割合が会計に次いで12.7%と高く，実務家教員のうち，みなし専任教員が約27%となっていることがわかる。

表7 専門職大学院の専任教員，実務家教員，博士学位の取得状況等の推移
（文部科学省，2019）

専攻	平成28年度				平成29年度				平成30年度				(参考) 教員数(平成30年5月1日時点)					
	専任教員数	専任	非常勤	ダブルカウント	専任教員数	専任	非常勤	ダブルカウント	専任教員数	専任	非常勤	ダブルカウント	全教員	研究者教員	実務家教員	みなし専任教員	みなし専任活用専攻数	
ビジネス・MOT	611	347	48.8%	110	125	20.1%	627	371	39.2%	119	122	19.3%	636	368	57.9%	138	127	20.0%
合計	190	82	43.2%	11	50	26.3%	183	81	44.3%	12	47	25.7%	169	76	45.0%	12	47	27.8%
公共政策	114	41	36.0%	13	47	41.3%	106	37	34.9%	11	48	41.3%	100	37	37.0%	12	48	48.0%
公衆衛生	73	25	34.2%	22	50	68.5%	90	34	37.8%	30	47	52.1%	90	36	40.0%	33	64	71.1%
知的財産	35	26	74.3%	6	5	14.3%	17	16	94.1%	3	0	0.0%	12	11	91.7%	2	0	0.0%
臨床心理	51	24	47.1%	9	14	27.3%	51	24	47.1%	9	17	33.3%	52	23	44.2%	10	20	38.5%
その他	242	121	50.0%	30	4	1.7%	272	141	51.8%	35	5	1.8%	276	137	49.6%	34	5	1.8%
法科大学院	1,331	430	32.3%	-	284	21.3%	1,128	350	31.0%	-	300	26.6%	-	-	-	-	-	-
教職大学院	735	341	46.4%	21	117	15.9%	882	410	46.5%	18	134	15.4%	913	430	47.1%	22	161	17.6%
合計	3,382	1,437	42.5%	222	696	20.6%	3,356	1,464	43.6%	237	729	21.7%	-	-	-	263	-	-
注1	1,316	666	50.6%	201	295	22.4%	1,346	704	52.3%	219	288	21.2%	1,341	688	51.3%	241	311	23.2%

2.2 教職大学院の実務家教員を対象とした調査研究の概要

教職大学院の実務家教員を対象とした研究は少ないが，実務家教員の果たす役割やその難しさを指摘している研究がいくつかある。

保坂他（2018）は，科研の研究報告書「教員養成における交流人事教員と実務家教員の役割」において，「平成26年度時点で教育委員会から大学への交流人事教員の派遣が行われているのは，33道府県（66名）と7政令指定都市（7名），1中核市（1名）で合計74名，派遣されている大学は33校」であること，「文部科学省調査に従って，実務家教員を4類型に分類した上で事例的に分析し，「退職教員」の雇用形態と交流人事教員を核とした実務家教員の役割（特に学部授業負担）が課題であることを指摘した。」ことを報告している。中でも，「実務家教員のうち公募による「転職教員」と教育委員会派遣の交流人事教員はすべて常勤であったが，「退職教員」の雇用形態は実に様々であることを明らかにし，「一方で，教職大学院の研究者教員は全員が常勤であることを考えると，その不均衡さを指摘しておきたい。」と述べている。また，「准教授，あるいは講師で採用された「転職教員」の場合，その昇進にあたり審査を研究者教員と同じにするかどうかという問題，また「元実務家」の場合，「実務を離れてから5～10年以内」（平成18年中教審答申）という，いわゆる「賞味期限」

問題」があることを指摘している。

富田他（2018）は、科研の研究報告書「高度専門職業人養成の教師教育における大学教員の資質要件に関する研究」において、2015年の調査時点の教職大学院数27のうち、20大学を対象に質問紙調査を、さらに国立大学4校、私立大学3校を抽出して訪問調査を行なっている。「教職大学院を対象に、国内外の質的調査研究を通して、教師教育を担う大学教員の資質要件を多面的に解明した。近年の専門職養成では「実践」が重要視され、養成カリキュラムや実務家教員の導入などの大きな変化が見られる。」こと、「実践に関連するキーワード「実践」「実践知」「実務」「実践研究」「実務家教員」「研究」等の理解は多様で、具体的内容が十分に共有されていないこと」を明らかにしている。そして、「実務家教員の割合や定義も大学により異なり、求められる資質も一様でなく、どれも模索段階にある。今後それらの検証と質保証の開発が急務である。」と指摘している。

富田他（2018a）の成果として、二つの関連する紀要論文が公表されている。富田他（2018b）は、「大学に着任直前まで学校現場で実践する「実務家教員」にとって、自らの実践経験を実践知に再構築して、さらに「学」の段階へ引き上げて形成するには、一定の研究経験と時間の確保が必要だと考えられる。そのことを制度や組織として対応しないまま、個々の教員の判断や裁量に委ねることは、教師教育の質保証や教職大学院の設置趣旨の観点から見ても無理があるといえよう。」「実務経験者型教員は公募による採用よりも、大学附属学校や教育委員会を通して退職教員を大学教員として確保したことが多かったことが確認できる。それに加え、実務経験者型教員では、数年だけ教職大学院に大学教員として所属したのち、元の教育委員会や学校に戻る教育委員会との人事交流も行われている。このように、どの大学も優れた実務経験者型教員の確保に苦勞し、もっとも信頼がおける大学附属学校や地域の教育委員会が実務経験者型教員の供給源になっている実態が伺える。」という問題を指摘し、「中央教育審議会答申にある「学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる基礎的な素養を求める」とされる実務経験者型教員の資質条件は、いったいどのように担保されるのであろうか。学校現場での最新・多彩な経験は十分であるとしても、理論化できる基礎的な素養はいつどのように身に付けるのであろうか。」と問いを投げかけ、「その一方で、実務経験者型教員には最新の教育実践と現場感覚が必要とされ、「いわゆる実務経験の“鮮度”」が要求される実情がある。」という課題を指摘している。

浦野ら（2018）は、「中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の参考資料「教職大学院における「実務家教員」の在り方について」を取り上げ、「あたかも「実務」と「実践」がまったく同じであるかのように混在している」ことを指摘し、「「専門職として学び続ける教員」を養成する教職大学院は、この「実務」の説明にある「実際の仕事」を遂行できるだけの大学教員像を求めているわけではないはずであり、学術に基づく教育理論と豊かな経験で築いた教育観を踏まえた、「実践（理論や理念を行動に移すこと）」を自ら経験し、そのことを学生に指導できる大学教員を真に必要としている」と述べている。

さらに、「「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて -国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書-」にも上記議論と同様の記載があることを指摘し、「教職大学院は、現職教員が教職大学院で単発で学ぶことにとどまらず、学んだ者が学校現場に戻り、数年後に博士課程で学び、更に学校現場を経て教職大学院の実務家教員として教鞭をとるなど、学校現場と大学における学びのサイクルの普遍化を進めるべき」であることに言及している。

また、「2016年8月に文科省が設置した「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」の報告書『教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて』の中に、「実務経験が豊富な教員が必ずしも優秀な実務家教員として高い指導力を発揮できているわけではないという指摘もある」、「特に教職大学院の実務家教員には、実践力のみならず、実践を理論に照らして深く問い返し、それを実践研究論文として発表し、また、その成果に基づいた教育を行う資質・能力も求められる」、「各大学は、教職大学院の研究者教員について、学術研究のみに偏らないよう、実践研究論文や、実務経験、学校現場経験を求めるとともに、実務家教員についても、実践のみに偏らないよう、実践研究論文等をまとめられる程度の研究能力を求めること」、「教職大学院のすべての教員が研究と実務の両面を持つよう、各大学において、先進的な大学の事例を参考にしつつ、研究者教員の実務経験や業績、あるいは実務家教員の学術的業績を、客観的ないしピアレビューの視点で評価するシステムを構築すること」が重要であると指摘している。

大竹(2018)は、日本教育経営学会の公開シンポジウム「教職大学院における教育・研究と教育経営学の課題」において、「教職大学院の「拡充」におけるスクール・リーダー教育と大学教員」に関する報告を行い、「42校の教職大学院のHP・パンフレット資料を採取し、スクール・リーダー対象コースと認知できる大学教員を分類学校経営領域の担当者を抽出し」、実務家教員数が研究者教員数を上回ったことから「研究者教員は抑制された状況で実務家教員が配置された。スクール・リーダー対象コースの領域において、「教職大学院の拡充」は「実務家教員の採用」へとつながったものと指摘」している。さらに、「「実務家教員」という研究と実践を乖離させてしまう呼称を用いて表現していくことに意味があるのか、学会として新たな「実践的な研究者(Practitioner Researcher)」を育成することの重要性を痛感」「単に学校現場で実践される学校経営のメカニズムの分析を、研究機関の研究者だけが行うのではなく、学術的な研究の進展を学校現場で経営を担う実務家の研究によって解明されることも重要である。それら(実践的な研究者)が大学教員になってくることが望ましい」と述べている。

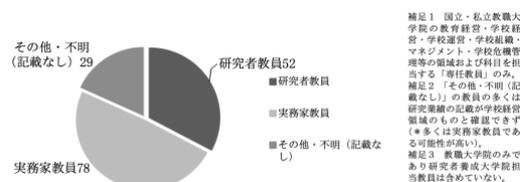


図 教職大学院の学校経営領域の担当教員数 (H29)

図1 教職大学院の学校経営領域の担当教員数 (大竹, 2018)

姫野ほか(2019)は、国立教員養成系大学・学部及び大学院において教員養成に携わっている研究者教員と実務家教員を対象として質問紙調査を実施し、その回答を対比して、両者の教育・研究にかかるエフォートの違いを明らかにしている。回答者数は130、有効回答者数は123である。それによると、実務家教員は、研究者教員に比して、教育にかかるエフォートが大きい。また、現職教育経験のない研究者教員に対しては、研究にかかるエフォートが統計的に有意な形で小さいことを指摘している。

多様な役割のうち、研究者としての役割に関して、木原ほか(2021)は、162名の実務家教員を対象とする量的調査を実施した。162名の実務家教員からの回答を得て(2020.2月に教職大学院を設

置している 54 大学を対象に調査用紙を郵送した結果、30 大学 162 名、回収率 36.2% (2020 年の文部科学省調査によると実務家教員は 448 人) (文部科学省 2020)。教育実践研究の知見の報告や論文文化といった場面に、あるいは協働性という要件を満たすことに、実務家教員の教育実践研究の困難点があるという知見を見出している。そして、知見の報告や論文文化といった場面に、そして協働性という要件を満たすことに、実務家教員の教育実践研究推進上の困難点があるという実態を見出している。

この成果を踏まえ、令和 4 年度から「教職大学院の実務家教員が教育実践研究を点検・評価するためのルーブリックの開発」(基盤研究(C)22K02889)に取り組んでいる。この中で、実務家教員による教育実践研究の特長と課題を再確認するために、実務家教員による教育実践研究のうち学会誌や大学紀要に掲載された論文のレビューを行った。日本の 54 大学に設置されている全ての教職大学院を対象に、Web 上で公開されている教職大学院担当の教員紹介等の情報から実務家教員 461 人を抽出し(文部科学省調査(2021 年度)では 550 人の実務家教員が把握されており、抽出できたのはその 83.8%)、この 461 人のうち各大学からランダムで 2 名、合計 108 名を抽出し、いくつかの条件(筆頭著者、最新、デジタルデータで論文を入手可能)を満たす論文を 89 本抽出した。その結果、一人からしか抽出できなかったのは 13 大学、一人も抽出できなかったのは 6 大学あり、少なくとも 2 割程度の実務家教員が、条件を満たす論文を公表していないこと、公表された論文の多くは、大学の紀要等であり、査読付きの学会誌論文等は 8 本であるという結果になった。

2.3 教職大学院の Web 等で公開されている実務家教員のデータを収集分析した結果

これまでの調査結果を踏まえ、さらに実務家教員の研究業績を把握するために、まず、54 大学の教職大学院の Web を調査し、教員紹介等で、実務家教員が明記されていた 17 大学、159 人を抽出し、所属する大学の教員データベース等で職位、学位を調査した。

なお、学位については、教員データベース等で公表されていないケースが 55/159 件あることに留意する必要があるが、職位、学位の状況は表 8 の通りである。

表 8 教職大学院の Web で公表されている実務家教員の職位、学位の関連

行ラベル	教授	准教授	講師	特任(特 定・特別・ 特命)教 授・准教授	客員教授・ 准教授	不明	総計
博士	12	9	1				22
修士	16	18	2	9			45
修士(専門職)		3					3
学士	7	14		13			34
不明	10	14	2	16	8	5	55
総計	45	58	5	38	8	5	159

各大学が公表している研究者総覧等のデータベースには、実務家教員の研究業績が掲載されていない、あるいは一部しか掲載されていないケースも散見されることから、J-STAGE(科学技術情報発信・流通総合システム)、CiNii(NII 学術情報ナビゲータ)、所属大学のレポジトリ、国立国会図書館、Amazon、科研データベース等で、研究業績数等を調査した。検索した論文等の数(ヒット数)が

0 のケースが、J-STAGE で 67.3% (107/159 人)、紀要や学会発表、雑誌記事、書籍の分担執筆等を含む CiNii で 24.5% (39/159 人)、所属大学のレポジトリで 30.8% (49/159 人)、国立国会図書館で 34.0% (54/159 人)、Amazon で 84.3% (134/159 人)、科研データベースで、研究分担者となっている場合を含むと 64.8% (103/159 人)、研究代表者のみの場合は、69.8% (111/159 人) であった。

なお、これらのデータベースでは、同一の論文が重複してカウントされるため、重複した論文を除いた論文数の合計が 50 以下の 129 人を抽出し、論文数と学位、職位との関連について調べた (表 9、表 10)。その結果、論文等の実数が 1 から 5 本の割合が最も多く 48.1% (62/129 人)、次いで 0 の割合が 20.9% (27/129 人) であった。学位、職位と論文数の関連は明確ではないが、学士の 84.4%、特任教授 (他の名称、准教授を含む) と客員教授 (准教授を含む) の 83.7% が、論文数 5 本以下となっている。

表 9 論文数と学位との関係

	博士	修士	修士 (専門職)	学士	不明	合計
0本		7		8	12	27
1から5本	1	15		19	27	62
6から10本	3	6	1	3	5	18
11から15本		3	1		4	8
16から20本	2	2	1	2		7
21本以上	2	1			4	7
合計	8	34	3	32	52	129

表 10 論文数と職位との関係

	教授	准教授	講師	特任教授	客員教授	不明	合計
0本	2	16	0	7	1	1	27
1から5本	15	16	2	21	7	1	62
6から10本	4	10	1	3			18
11から15本	3	3	1	1			8
16から20本	2	4		1			7
21本以上	2	2	1	2			7
合計	28	51	5	35	8	2	129

また、抽出した実務家教員が明記されていた 17 大学の一般財団法人教員養成評価機構による認証評価における自己評価書の記述を抽出した (表 11)。教職大学院は、一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を、開設後 5 年以内に初回の認証評価を受け、最初の認証評価を受けて 3 年目以降 5 年以内に次回の認証評価を受けることが定められており、評価基準や関係法令、認証評価の結果等について、Web 上で公表されている。なお、教職大学院評価基準は、令和 5 年に大幅に改定され、令和 6 年からの認証評価で新たな評価基準に基づいて実施されるようである。評価基準の性質及び機能については、「専門職大学院設置基準」(平成 15 年文部科学省令第 16 号)及び「専門職大学院に関し必

表 11 17 大学の一般財団法人教員養成評価機構による認証評価における自己評価書の記述

大学名	Webで実務家の記載がある教員数	認証評価の時期	認証評価の自己評価の記載内容(概要)
A	7人	令和2年度	専任教員 46 名(実務家教員 20 名、研究者教員 26 名)を配置。 実務家教員は、県内の教育行政又は管理職経験5名及び県教育委員会との交流人事の2名、これまで研究者教員としてカウントしていた6名を、学校教育現場での実務経験を持つことから設置申請書類上は実務家教員とカウント。ただし、本学の学位付付研究者教員として待遇。専任者のうち半数は准教授と担当される実務家教員の採用。採用については、県の学校教育に精通しており、学校教育現場での管理職又は教育行政実務経験(教育実務経験概ね 20 年以上)と、担当授業に関する知識・豊富な経験及び一定の教育研究業績を有する者である。県教育委員会との交流人事による実務家教員2名については、県教育委員会から推薦を受けた者について、実務家教員と同様の選考・審議手続きにより採用している。
B	7人	令和元年度	15 名の専任教員と 24 名の兼任教員を合わせ、合計 39 名。専任教員のうち、実務家教員は27名。 実務家教員は、県内の教育行政又は管理職経験5名及び県教育委員会との交流人事の2名、これまで研究者教員としてカウントしていた6名を、学校教育現場での実務経験を持つことから設置申請書類上は実務家教員とカウント。ただし、本学の学位付付研究者教員として待遇。専任者のうち半数は准教授と担当される実務家教員の採用。採用については、県の学校教育に精通しており、学校教育現場での管理職又は教育行政実務経験(教育実務経験概ね 20 年以上)と、担当授業に関する知識・豊富な経験及び一定の教育研究業績を有する者である。県教育委員会との交流人事による実務家教員2名については、県教育委員会から推薦を受けた者について、実務家教員と同様の選考・審議手続きにより採用している。
C	7人	令和元年度	専任教員は 15 人。このうち、教授は13人、研究者教員は7人、実務家教員は18人、実務家教員のうちみなし教員は1人。 実務家教員は、県内の教育行政又は管理職経験5名及び県教育委員会との交流人事の2名、これまで研究者教員としてカウントしていた6名を、学校教育現場での実務経験を持つことから設置申請書類上は実務家教員とカウント。ただし、本学の学位付付研究者教員として待遇。専任者のうち半数は准教授と担当される実務家教員の採用。採用については、県の学校教育に精通しており、学校教育現場での管理職又は教育行政実務経験(教育実務経験概ね 20 年以上)と、担当授業に関する知識・豊富な経験及び一定の教育研究業績を有する者である。県教育委員会との交流人事による実務家教員2名については、県教育委員会から推薦を受けた者について、実務家教員と同様の選考・審議手続きにより採用している。
D	12人	令和2年度	研究者教員 21 名と実務家教員 22 名(専任の教授・准教授・講師 18 名、みなし専任の教授2名、合計 43 名)を配置。教職リダーコースの実務家教員6名の全ての教員が小中学校の学校長の経験をもつ。実務家教員は、県内の教育行政又は管理職経験5名及び県教育委員会との交流人事の2名、これまで研究者教員としてカウントしていた6名を、学校教育現場での実務経験を持つことから設置申請書類上は実務家教員とカウント。ただし、本学の学位付付研究者教員として待遇。専任者のうち半数は准教授と担当される実務家教員の採用。採用については、県の学校教育に精通しており、学校教育現場での管理職又は教育行政実務経験(教育実務経験概ね 20 年以上)と、担当授業に関する知識・豊富な経験及び一定の教育研究業績を有する者である。県教育委員会との交流人事による実務家教員2名については、県教育委員会から推薦を受けた者について、実務家教員と同様の選考・審議手続きにより採用している。
E	6人	平成30年度	専任教員15人(うち教授9人)、そのうち、実務家教員16人(教授2人、准教授3人、特任教授1人)、なお、各領域において優れた研究業績をもつ教育実践者として配置。みなし教員は1名だが、現場で先進的にICT教育に取り組んでいる本学の教育学部附属小中学校の元教員を兼任講師として採用。50歳代と60歳代の実務家教員はすべて県内の学校管理職経験をもっている。実務家教員は、県内の教育行政又は管理職経験5名及び県教育委員会との交流人事の2名、これまで研究者教員としてカウントしていた6名を、学校教育現場での実務経験を持つことから設置申請書類上は実務家教員とカウント。ただし、本学の学位付付研究者教員として待遇。専任者のうち半数は准教授と担当される実務家教員の採用。採用については、県の学校教育に精通しており、学校教育現場での管理職又は教育行政実務経験(教育実務経験概ね 20 年以上)と、担当授業に関する知識・豊富な経験及び一定の教育研究業績を有する者である。県教育委員会との交流人事による実務家教員2名については、県教育委員会から推薦を受けた者について、実務家教員と同様の選考・審議手続きにより採用している。
F	6人	令和元年度	研究者教員10名、実務家教員5名、計15名の専任教員が配置。 専任教員のうち学校教育現場における教職経験を有する実務家教員は15人であり、県総合教育センターの研究主事3名(みなし専任教員)及び校長経験者で高い専門性と指導力を有する実務家教員2人(教授)である。特に実務家教員のうち5人は、5年間の任期で実務経験を有する実務家教員である。実務家教員の採用においては、県教育委員会との「教職大学院に関する連携協定」により県からの推薦を受けるため、「教職実践履修実務家教員養成評価基準」(評価シート)に基づいて、実務家教員1名(専任教員)及び県総合教育センターの研究主事3名(みなし専任教員)の採用を行っている。また、みなし専任の専任者も実務家教員採用評価基準に基づき、県教育委員会と連携して、教育実践、研究業績、教育行政経験、管理職経験、学校経験を協議している。
F	8人	令和元年度	令和元年 8月1日現在、専任教員(みなし専任を含む)14名(うち教授10名)を配置し、このうち実務家教員は8名(うち、みなし専任5名)。 実務家教員は、全国20年以上の初等中等教育の教職経験を有する上にも、県の教育研究会等の会長や校長、学校管理職、県又は市の教育委員会職員等を歴任しており、学校運営においても実務経験豊富であり、幼稚園から高等学校までの全ての学校段階をバリエーションしている。このうち、実務家教員2名は、本学附属小学校の現職の幼稚園長・中学校長を務めており、教職大学院と教育実践との関係の強化に貢献している。 実務家教員の採用及び昇任に関しては、初等・中等教育機関等における教育実践例はもろろんのこと、学校教育現場における管理職経験や教育行政経験を含む社会貢献等の実務経験を適切に評価できるように配慮している。実務家教員の採用については、県教育委員会との連携による公募、教職実践研究科からの単一推薦により行っている。また、みなし専任のうちみなし本学附属小学校の幼稚園長及び中学校長を、実務家教員として採用している。
G	17人	令和4年度	専任教員は、研究者教員 23 人、実務家教員 17 人(うち、みなし専任教員5名)の合計 40 人である。兼任教員は、59 人を配置している。実務家教員 17 人のうち、4人はみなし専任教員である。みなし専任教員は、県・市教育センター長、教育委員会課長、指導主事、学校管理職など豊富な実務経験及び教育行政や学校経営に関する豊富な知識及び技能を有し、また、教員を対象とした生徒指導、教育相談に関する豊富な指導経験を有する。みなし専任教員の任期は1年であり、最長5年以内で年度ごと更新を認めている。みなし専任教員を除く実務家教員のうち、12 人はいわゆる元実務家教員であり、5年以上の実務経験を有する。また、1名の実務家教員は県との交流人事による任期付きの大学教員であり、豊富な実務経験を有している。実務家教員は、県内の教育行政又は管理職経験5名及び県教育委員会との交流人事の2名、これまで研究者教員としてカウントしていた6名を、学校教育現場での実務経験を持つことから設置申請書類上は実務家教員とカウント。ただし、本学の学位付付研究者教員として待遇。専任者のうち半数は准教授と担当される実務家教員の採用。採用については、県の学校教育に精通しており、学校教育現場での管理職又は教育行政実務経験(教育実務経験概ね 20 年以上)と、担当授業に関する知識・豊富な経験及び一定の教育研究業績を有する者である。県教育委員会との交流人事による実務家教員2名については、県教育委員会から推薦を受けた者について、実務家教員と同様の選考・審議手続きにより採用している。
H	11人	令和2年度	研究者教員8人(教授1人、准教授1人)、実務家教員6人(教授2人、准教授4人)の合計 14 人の教員を配置。 実務家教員については、20 年以上の実務経験を有する実務家教員5名を採用し、学校経営や関係機関との連携強化を図るため、4名の認定教員を有している。1名は、県において校長経験のある者であり、優れた実務経験を有している。任期は原則3年である。専任教員、10 名の兼任教員(研究教員3名、実務家教員3名)を配置している。 専任教員については、教育学部の採用・昇進基準は、県教育委員会との連携による公募、教職実践研究科からの単一推薦により行っている。また、みなし専任の専任者も実務家教員採用評価基準に基づき、県教育委員会と連携して、教育実践、研究業績、教育行政経験、管理職経験、学校経験を協議している。
I	6人	平成30年度	平成 30 年5月1日現在の専任教員数は 16 名。うち実務家教員は28名(みなし教員5名を含む)である。研究者教員の内訳は教授6名、准教授2名である。実務家教員の内訳は、指導主事や教職経験を有した後に島根大学教育学部教員となった者1名(教授)、特任教授3名(それぞれ小学校、中学校、特別支援学校の校長経験後退職者)、県教委との交流人事2名(教授)、附属小学校教員(みなし専任教員)1名(准教授)である。実務家教員の内訳は、教授経験豊富な者5名(うち3名は教職実践研究科出身)と20 年以上の実務経験を有し、高度の専門性を有している。また、専任者以外に、県教育委員会との連携による実務家教員採用評価基準(評価シート)に基づいて、実務家教員1名(専任教員)及び県総合教育センターの研究主事3名(みなし専任教員)の採用を行っている。また、みなし専任の専任者も実務家教員採用評価基準に基づき、県教育委員会と連携して、教育実践、研究業績、教育行政経験、管理職経験、学校経験を協議している。
J	19人	令和2年度に改組された。教員紹介には、実務家教員が4人おり、自己評価の記載とそれがある。	多様な教育研究分野の研究者教員(5名)と、およそ 20 年以上の学校・行政経験・実務経験を有する実務家教員(9名)を配置している。実務家教員のうち、2名は、県教育委員会との人事交流によって配属している。一人は教職実践研究科出身者、もう一人は校長経験者である。任期は原則3年である。専任教員、10 名の兼任教員(研究教員3名、実務家教員3名)を配置している。 専任教員については、教育学部の採用・昇進基準は、県教育委員会との連携による公募、教職実践研究科からの単一推薦により行っている。また、みなし専任の専任者も実務家教員採用評価基準に基づき、県教育委員会と連携して、教育実践、研究業績、教育行政経験、管理職経験、学校経験を協議している。
H	5人	令和元年度	平成 31 年5月1日現在の教員組織は、専任教員 14 名、そのうち実務家教員15名(専任教員5名を含む)である。研究者教員の内訳は教授6名、准教授2名である。実務家教員の内訳は、指導主事や教職経験を有した後に島根大学教育学部教員となった者1名(教授)、特任教授3名(それぞれ小学校、中学校、特別支援学校の校長経験後退職者)、県教委との交流人事2名(教授)、附属小学校教員(みなし専任教員)1名(准教授)である。実務家教員の内訳は、教授経験豊富な者5名(うち3名は教職実践研究科出身)と20 年以上の実務経験を有し、高度の専門性を有している。また、専任者以外に、県教育委員会との連携による実務家教員採用評価基準(評価シート)に基づいて、実務家教員1名(専任教員)及び県総合教育センターの研究主事3名(みなし専任教員)の採用を行っている。また、みなし専任の専任者も実務家教員採用評価基準に基づき、県教育委員会と連携して、教育実践、研究業績、教育行政経験、管理職経験、学校経験を協議している。
J	12人	令和2年度に改組された。教員紹介には、実務家教員が2人おり、自己評価の記載とそれがある。	令和2年5月1日現在、研究者教員17名(教授6名、准教授11名)、実務家教員6名(教授5名、准教授1名)を配置している。専任教員の内訳は、指導主事や教職経験を有した後に島根大学教育学部教員となった者1名(教授)、特任教授3名(それぞれ小学校、中学校、特別支援学校の校長経験後退職者)、県教委との交流人事2名(教授)、附属小学校教員(みなし専任教員)1名(准教授)である。実務家教員の内訳は、教授経験豊富な者5名(うち3名は教職実践研究科出身)と20 年以上の実務経験を有し、高度の専門性を有している。また、専任者以外に、県教育委員会との連携による実務家教員採用評価基準(評価シート)に基づいて、実務家教員1名(専任教員)及び県総合教育センターの研究主事3名(みなし専任教員)の採用を行っている。また、みなし専任の専任者も実務家教員採用評価基準に基づき、県教育委員会と連携して、教育実践、研究業績、教育行政経験、管理職経験、学校経験を協議している。
J	11人	令和2年度	令和4年度以降においては、研究者教員 18 名(教授 10 名、准教授5名、講師2名)、実務家教員 11 名(教授5名、准教授4名、講師2名)の合計 29 名の専任教員で教員組織を編成する。研究者教員 18 名うち、6名は幼稚園・小学校の教員・管理職経験を有しているが、県小中学校の特別支援教育に関わり現場における教育研究の在り方を指導するなど現場における実践的研究をリードする教員(2 名)、県教育委員会主催の研究等諸講を精力的に務めている者(5名)、県教育委員会主催の研修等講師及び、県教育委員会設置の審議会の委員長や市町村教育委員会設置の審議会の委員長などを多数務めたり県教育行政形成の委員に間わっている者(1名)となっている。実務家教員は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校それぞれの実務経験を有している者であり、うち3 名は指導主事・教員指導者の経験や管理職の経験も重ねており、学校現場における研究を推進し進捗させる実務経験を有している。実務家教員は、これまで県内の校長職・県教育委員会事務局で指導的な役割を担ってきた者や、県立高等学校の校長職とともに、研究者教員としても学術的な研究業績を十分に持つ実務家教員(博士号取得者、国公立大学非常勤講師)であり、本専攻において一定の研究業績を十分に果たし得る力量を有している。専任教員については、「大学院人間総合科学研究科専門職学位課程実践高度化専攻専任教員選考規則」が用いられている。本規則においては、研究者教員、実務家教員それぞれについて、教授・准教授・講師・助教授の採用、昇任に必要な、研究業績と実務上の業績を規定するものとなっており、研究者教員、実務家教員ともに、研究業績、教育実践、職務遂行能力、社会貢献や組織運営の実績等を基に判定しており、研究者教員と実務家教員の両者で求める基準は異なるが、研究者教員であっても実践的な業績を、実務家教員であっても研究的な業績を求めらるものとなっている。
J	6名	令和元年度	教員配置に専任教員 15 名を配置し、9 名の研究者教員は、学校教育学、教育心理学、学校臨床心理学、社会教育学、教科教育学(数学・保健体育)、障害児心理学、社会福祉学の専門分野であり、6 名の実務家教員(みなし専任教員を含む)は小・中・高等学校等の教員、指導主事、特別支援学校、学校経営、教育行政等の豊富な経験を持つ(いずれも 20 年以上の実務経験を有する)。採用に当たっては、担当実務科目に関する研究業績と認定実務科目に関する研究上の業績を有していることを加えて、研究者教員については、教職経験者、実務家教員については、学校での実務経験を踏まえ審査を行っている。現在の教員の年齢構成は、30歳代2名、40歳代2名、50歳代5名(みなし専任教員3 名を含む)である。60 歳代の教員の中は、県の副校長や学校長の経験を有する実務家教員が含まれる。性別構成は、男性 11 名、女性 4 名である。
J	8名	令和3年度に改組された。教員紹介には、実務家教員が8人おり、自己評価の記載とそれがある。	専任教員は平成 31 年度は 12 人、学校教育や教育行政の場における十分な実務経験を有する実務家教員5人を配置している。また研究者教員においても、7人4人が教育現場あるいは教育行政現場での実務経験を有している。 実務家教員の採用は、3人が県教育委員会との人事交流による専任教員(任期3年)となっており、他は大学院生の専任教員である。さらに、実務家教員は 20 年以上の実務経験を有し(1 名は「元実務家」、1 人は博士、1 人は修士の学位を取得、それぞれ大学の専任職に10年以上)、研究者教員としても任用できる実務家を多く配置していることも本教職大学院の特色である。 県内の教育行政、学校経営に精通し、かつ非常に幅広いネットワークを有する実務家教員(1人は単一職の多部門の定時制課程、通制課程併置準拠課程、同じ県内唯一の併設型中高一貫教育校の校長、及び「県教育委員会教育行政長官の経験者、1人は県教育委員会教育政策課長、教育事務所長、教育事務所長、県教育センター所長経験者)、 学校現場における研究を推進し進捗させる実務経験を有している。実務家教員は、これまで県内の校長職・県教育委員会事務局で指導的な役割を担ってきた者や、県立高等学校の校長職とともに、研究者教員としても学術的な研究業績を十分に持つ実務家教員(博士号取得者、国公立大学非常勤講師)であり、本専攻において一定の研究業績を十分に果たし得る力量を有している。専任教員については、「大学院人間総合科学研究科専門職学位課程実践高度化専攻専任教員選考規則」が用いられている。本規則においては、研究者教員、実務家教員それぞれについて、教授・准教授・講師・助教授の採用、昇任に必要な、研究業績と実務上の業績を規定するものとなっており、研究者教員、実務家教員ともに、研究業績、教育実践、職務遂行能力、社会貢献や組織運営の実績等を基に判定しており、研究者教員と実務家教員の両者で求める基準は異なるが、研究者教員であっても実践的な業績を、実務家教員であっても研究的な業績を求めらるものとなっている。
J	11人	令和4年度	教職大学院の専任教員数は、26 名(研究者教員 15 名、実務家教員 11 名)で、多くの教員が教職大学院・専任であるが、一部は学部組織をしている。実務家教員 11 名のうち、みなし教員26名、任期付教員が6名である。任期付教員の実務家教員採用の経路は、県教育委員会・県教育委員会協議、適任者を推薦。その他、附属学校の実務(各地区区長:3名)及び TA 実務(インターナショナル1・11・11・11V)教員採用(専攻コース)の経路による。専任者については、非常勤講師として本専攻(専攻)を履修して採用している。 実務家教員の採用においては、「教職大学院実務家教員選考規則」の採用基準に基づき判断される。 実務家教員の選考においては、実務経験やその期間中の研究論文等並びに講演活動の業績を有することを資格要件として研究者教員と各領域の質の違いに配慮している。実務家教員については、実務経験や職務遂行能力、社会貢献や組織運営の実績等を基に判定しており、研究者教員と実務家教員の両者で求める基準は異なるが、研究者教員であっても実践的な業績を、実務家教員であっても研究的な業績を求めらるものとなっている。

要な事項について定める件」(平成15年文部科学省令第53号)、並びに教職大学院に係る最新の中央教育審議会答申等の趣旨を踏まえて、機構が、教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定をする際に、教職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該教職大学院の目的並びに3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー)に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を定めている。評価基準は、7の「基準領域」から成り、その下に15の「基準」を設定している。さらに各基準の達成状況を確認、判断するために、いくつかの「観点」が設定されており、教員組織については、基準領域6関連、専門職大学院設置基準第5条にまとめられているが、改定によって、評価基準の中の実務家教員の記述が削除、統合されており、実務家教員等の割合については、法令要件事項で確認となっている。

さらに、JREC-IN Portalに掲載された、教職大学院の教員公募情報についても調査した(表12)。上記の調査の期間は、いずれも、2023.4から2023.9である。

表12 JREC-IN Portalに掲載された教職大学院の教員公募情報

教職大学院専任 個数/職名(最上位)						
	教授	准教授	講師	助教	特任准教授 (実務家)	総計
実務家経験あり	2	2		1		5
5年	1					1
10年	2					2
15年					1	1
20年	1					1
なし	4	4	1			9
経験あり(心理臨床)		1				1
経験あり(大学)	1					1
経験あり(大学院)	1					1
総計	12	7	1	1	1	22

兼任(と推測) 個数/部署・講座等							
	教授	准教授	講師	助教	特任教授	特任准教授	総計
経験あり	2	20	5	6		1	34
1年			1				1
5年			1			1	2
10年	1	5					6
15年					1		1
20年	1						1
記載なし	6	26	4	2		4	42
総計	10	52	10	8	1	6	87

個数/職名(最上位)						
	教授	准教授	講師	助教	特任准教授 (実務家)	総計
博士	3	5		1		9
博士・修士	4		1			5
修士	5	2				7
なし					1	1
総計	12	7	1	1	1	22

個数/職名(最上位)							
	教授	准教授	講師	助教	特任教授	特任准教授	総計
博士	7	25	5	8		4	49
博士・修士	1	10	2				13
修士	2	17	3		1	2	25
総計	10	52	10	8	1	6	87

3.1 考察

3.1.1 教職大学院の実務家教員の実態

これまででも多くの指摘がなされているように、教職大学院の実務家教員は多様であり、実務家教員の定義や人事に関する規程も大学によって異なる。特任教授、特定教授、特命教授等、職名もその定義も異なっていることや、常勤と非常勤、みなし専任の混在、採用も教育委員会との人事交流で任期も3年から5年程度と短いものが多く、選考の基準も研究者教員とは異なっている。学位についても多様であるが、教職大学院専任の実務家教員の場合には、学士及び不明の割合が多い。

研究者教員を元実務家や実務家教員としてカウントしながら、昇任は研究者教員と同等とすることや、そもそも、実務家教員であることを文部科学省の設置申請書類には記述しているが、web等では公表していない大学や、非常勤等の場合には、該当する教員の研究業績もデータベースに掲載して

いないケースも多々あった。

これらの結果は、教職大学院が地域の教育委員会との連携を大前提に設計されており、「実務経験者型教員は公募による採用よりも、大学附属学校や教育委員会を通して退職教員を大学教員として確保したことが多かったことが確認できる。それに加え、実務経験者型教員では、数年だけ教職大学院に大学教員として所属したのち、元の教育委員会や学校に戻る教育委員会との人事交流も行われている。このように、どの大学も優れた実務経験者型教員の確保に苦勞し、もっとも信頼がおける大学附属学校や地域の教育委員会が実務経験者型教員の供給源になっている実態が伺える。」(富田他, 2018a) という結果と合致する。さらに教育委員会との人事交流が実務家教員の採用だけでなく、現職教員の教職大学院への派遣等の定員確保に影響していることも否定はできないだろう。

公募状況を見ても、実務経験があることが望ましいという記載はあるものの、実務家教員としての採用を明記しているものはほとんどなく、学部の教員として教職大学院を兼務する場合には、修士以上が求められているケースが多い。教職大学院の修了生が増えていることから、今後は、教職修士の割合が増加することが予想される。

そのほか、附属学校の校長と教職大学院の実務家教員を兼務するという事例もあった。実務経験を重視する方向性として、増える可能性もあるだろう。

3.1.2 教職大学院の実務家教員の研究業績の実態

今回は、学術研究や書籍等のデータベースで、実務家教員の研究業績を調査した。当初、実務家教員の研究成果が論文以外の書籍等で公表されている場合もあることを予想していたが、どのデータベースでも業績が0のケースもあり、学校研究や教員研修等、データベースに反映されない、いわゆる学術論文等としてカウントされない研究成果のみを有する実務家教員が存在する可能性が示唆された。残念ながら詳細については把握できていないが、これらは学術論文との相違があるのか、教育実践研究の業績とすべきなのか等々、検討すべき課題、切り口は多く存在する。実際、実務家教員の選考基準も、大学によっては研究者教員と同一としているケースもあるが、多くは、実務家教員独自の基準を設定し、実務経験等が重視される傾向にある。

木原ら(2020)が指摘しているように、「わが国の教職大学院に勤務する実務家教員が教育実践研究を企画・運営し、それを論文化する際に参照できる指標がなく、実務家教員たちが手探りで、時には実務経験のない研究者による学術研究の要件に自らの取り組みを無理に合致させようとしている」ことも確認されている。教職大学院における「(実践)研究」の捉え方や、修士論文とは異なるはずの教育実践報告書等に関する位置づけ、理解も多様である。そして、今回は調査が及ばなかったが、その指導に実務家教員がどのように関わっているかについても課題があるだろう。

さらには、大学教員を、「実務家教員」と「研究者教員」に二分する積極的な意義が見いだせないという指摘もある。このような状況の中で、教員養成においては、研究者教員にも実践的な経験や実践研究を求め、実務経験を有する教員の採用を学部にも拡大する方向にあるが、「大学に着任直前まで学校現場で実践する「実務家教員」にとって、自らの実践経験を実践知に再構築して、さらに「学」の段階へ引き上げて形成するには、一定の研究経験と時間の確保が必要だと考えられる。そのことを制度や組織として対応しないまま、個々の教員の判断や裁量に委ねることは、教師教育の質保証や教職大学院の設置趣旨の観点から見ても無理があるといえよう。」(富田他, 2018a) という指摘や、多

くの先行研究が指摘しているように、「実務家教員」のみならず、「実践」「実践知」「実務」「実践研究」等の理解が多様であり、それらの具体的な内容が十分に吟味されていないことがより一層課題として顕在化することになると考えられる。

4 終わりに

これまでも、実務家教員の採用、FD 等の必要性、重要性が指摘されてきたが、教職大学院の実務家教員による教育実践研究を支援する必要性は明らかである。ただし、教育実践研究の成果がこれまでの学術論文と同じである必要があるのか、教職大学院での修士論文とは異なるはずの教育実践報告書等の指導をどのように行うべきなのか、といった点については、教職大学院発足当時から課題として挙げられているものの、解決の方策が見出せているとは考えにくい。他の専門職大学院と比較して、博士の学位を有する実務家教員が少ないという傾向もあり、現在の「博士（教育学）」とは異なる実践性を重視した博士学位である Ed.D. の必要性も議論されているが、実現には時間を要するだろう。また、「実務家教員は、最新の専門的知見を教育に取り入れるために有効ではあるが、長期間大学に勤務し続けると、専任教員として採用後に高度の実務能力を チェックする仕組みがないことから、現場における最新の情報や最先端の技術等をうまく教育に取り込めず、社会の最新のニーズを反映した教育ができない恐れがある」（文部科学省，2019）という指摘もある。このことは、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（文部科学省，2022）における「実務家教員については、単に自らの実務経験や授業観・学習観を学生にそのまま伝達するのではなく、大学教員として、実務経験を体系化・構造化し、理論と結びつけながら教育を行うことが求められる。」の記述につながり、変化の激しい時代における教育改革、教育実践の進化に対応することが強く求められている。同答申には、「教職大学院修了者が、早期に学校管理職を経験した後、教員養成大学・学部、教職大学院における実務家教員となって高度専門職としての教師養成に参画し、その後、さらに学校現場、教育委員会において指導的な役割を担っていくといった、教職大学院における学びを生かしたキャリアパスを確立していくことが求められる。」という記述もある。今後は、今年度から始まった教員の退職年齢引き上げによって退職校長等の採用が難しくなる可能性もあり、こうした対応も必要になるかもしれない。

木原ほか（2022, 2023）は、実務家教員が、研究活動の見通しを確かにするための協働的プログラムを開発し、異なる教職大学院の実務家教員間の交流プログラムが実務家教員の役割認識に寄与したことを明らかにしている。今後は、実務家教員が教職大学院で求められる学びに対応した教育実践研究の力量を、こうした採用後の交流プログラムやFD 等に加え、採用前にも身につける場が必要だと考えている。それは、例えば、いつでも誰でも学べる、実務家教員向けの教育実践研究の方法論を学ぶ Web コンテンツや、実務家教員及び実務家教員を目指す教員等を含むオンラインコミュニティの構築であろう。

付記

本研究は JSPS 科研費 JP23K02708 の助成を受けたものである

参考文献

- 姫野完治, 長谷川哲也, 益子典文 (2019) 研究者教員と実務家教員の大学における役割と教師発達観. 教師学研究, 22 (1) : 25-35
- 保坂他 (2018) 「教員養成における交流人事教員と実務家教員の役割」 (基盤研究(C)26381255)
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-26381255/>
(最終参照日 : 2023 年 10 月 2 日)
- 木原俊行, 野中陽一, 小柳和喜雄 (2021) 教職大学院実務家教員による教育実践研究の実態－教師教育者としての取り組みに注目して－. 日本教育工学会論文誌, 45: 235-246
- 木原俊行, 野中陽一, 小柳和喜雄 (2022) 異なる教職大学院に属する実務家教員の交流プログラムの開発. 日本教育工学会論文誌. 46(suppl.) : 177-180
- 木原俊行, 野中陽一, 小柳和喜雄 (2023) 教職大学院実務家教員が教育実践研究の方法論を協働的に学ぶプログラムの開発. 日本教育工学会 2023 年春季大会講演論文集 : 343-344
- 教職大学院協会 (2019) 教育委員会等連携委員会公開研究会資料 (R01. 10. 31)
(https://www.kyoshoku.jp/pdf/kyoiku-renkei_report01.pdf)
(最終参照日 : 2023 年 10 月 2 日)
- 文部科学省 (2015a) 教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項について (別紙)
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoushoku/kyoushoku/1354507.htm)
(文部科学省関連の Web ページについては全て最終参照日 : 2023 年 10 月 2 日)
- 文部科学省 (2015b) 「教職大学院の専任教員及び実務家教員について」 (大学振興課, 資料 3-2)
(<https://www2.u-gakugei.ac.jp/~soumuren/27.2.6/monka/m03-2jitumukakyouin.pdf>)
- 文部科学省 (2016) 「専門職大学院における教育研究活動等に関する実態調査について (依頼)」 (高等教育局専門教育課専門職大学院室)
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/attach/1408749.htm)
- 文部科学省 (2017) 専門職大学院に関するデータ集 (参考資料 2 中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループ (第 4 回, H29. 8. 29), 「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」 (平成 28 年 8 月 10 日) の参考資料における時点の更新及び新規に追加)
(26000https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/040/siryu/_icsFiles/afiel_dfile/2017/09/19/1394367_4.pdf)
- 文部科学省 (2018) 平成 30 年度教職大学院の教員に関する実態調査 (第 3 回教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ資料 5)
(https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/2019/07/_icsFiles/afieldfile/2019/07/03/1418104_06.pdf)
- 文部科学省 (2019) 2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～ (審議まとめ)
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/03/12/1412981_008r.pdf)
- 文部科学省 (2020) 教職大学院の教員に関する実態調査

https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/2019/07/_icsFiles/afieldfile/2019/07/03/1418104_06.pdf

文部科学省 (2021) 54 大学の実務家教員(みなし実務家教員を含む)数 (令和 3 年度現在, 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会基本問題小委員会 (第 6 回) 会議資料【資料 1-2】教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化に係る検討の方向性と主な論点 (例) P40, (https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/content/20220425-mxt_kyoikujinzai01-000022121-3.pdf)

文部科学省 (2022) 『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方について ~ 「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を 有する質の高い教職員集団の形成~(答申) (https://www.mext.go.jp/content/20221219-mxt_kyoikujinzai01-1412985_00004-1.pdf)

文部科学省 (2023) 大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について (通知) (https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00074.html)

大竹 (2018) 「教職大学院の「拡充」におけるスクール・リーダー教育と大学教員」(教職大学院における教育・研究と教育経営学の課題), 日本教育経営学会紀要 2018 年 60 巻 p. 156-159
https://doi.org/10.24493/jasea.60.0_156

(最終参照日 : 2023 年 10 月 2 日)

富田他 (2018a) 「高度専門職業人養成の教師教育における大学教員の資質要件に関する研究」 (挑戦的萌芽研究 26590192) <https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-26590192>

(最終参照日 : 2023 年 10 月 2 日)

富田他 (2018b)

高度専門職業人養成の教師教育における大学教員の資質要件に関する研究, 大阪教育大学紀要 総合教育科学第 66 巻 135~154 頁 (2018 年 2 月)

https://opac-ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/webopac/kj2_66_135._?key=QHUISM

(最終参照日 : 2023 年 10 月 2 日)

浦野東洋一他 (2018)

高度専門職業人養成の教師教育担当者の資質要件研究ノート, 帝京大学教育学部紀要 6 : 065-095, 平成 30 年 (2018 年) 2 月

https://tk-opac2.main.teikyo-u.ac.jp/webopac/kyoikugaku43-6-06._?key=MAIZXT

(最終参照日 : 2023 年 10 月 2 日)